

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

本章では、本市における津波防災地域づくり上の課題を踏まえ、関連計画で示される目指すべきまちの姿と整合を図った津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針を示します。

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本市の基本方針

みんなでつくろう
いのちを守り 地域の未来をつなぐまち
KOSAI

第6次湖西市総合計画では『ひと・自然・業（わざ）がつながり 未来へ続く わがまち KOSAI』の基本理念のもと、加速的に進む人口減少・少子高齢化を克服し、市の持続的な発展につながるまちづくりを進めることを目指しています。その一環として、2040年の理想の姿「KOSAI 2040」の一つとして「安心して暮らすことができるまち」を掲げ、まちづくりを自分ごととして考え、防災・防犯を意識した安全・安心なわがまちを実現する考え方が示されています。

湖西市国土強靱化地域計画では、『防災・減災と地域成長を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造する、「安全・安心なまちづくり計画』が基本理念として示されています。この基本理念のもと、「人命の保護が最大限図られること」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」が基本目標として設定されています。

湖西市都市計画マスタープラン（案）^{※6}においては、『「産業活力」と「職住近接」により持続可能な発展を目指す都市湖西』が将来都市像として検討されています。防災に関連した基本理念として、「災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築」が検討されており、あらゆる自然災害に対し、市民の生命を守るための防災・減災対策を積極的に進め、安全で安心に暮らし続けることのできる都市を構築するとともに、並行して事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を図ることを目指しています。

一方で、静岡県第4次地震被害想定では、最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した場合、沿岸部を中心に甚大な被害が想定されており、今後の市の発展を目指す上で、湖西市・市民・事業者等が一丸となって、市民の安全と、地域の未来（次世代、産業、文化、観光）を守るための対策を推進していく必要があります。

^{※6} 湖西市都市計画マスタープラン（案）については、令和4年度から改訂作業を進めており、推進計画には、令和6年1月時点で確定している内容のみ掲載しています。

これらを踏まえ、「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」を推進計画の基本方針として設定します。

(2) 取組方針

第3章で示す本市における津波防災地域づくりの課題の解消と、基本方針である「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて、5つの取組方針を設定します。

取組方針に基づく各種の取組については、市がこれまでに実施してきた取組を継続して実施するのみではなく、基本方針の着実な実現に向けて、各取組のレベルアップを図ります。これにより、推進計画が地域の安全度向上に寄与するものとなるよう努めます。

取組方針①：津波から逃げるための環境・体制づくり

【目標】

津波からの逃げ遅れゼロを目指す

【主な実施内容】

津波避難タワーや命山等の整備により、津波避難施設空白域は令和3年度に解消されていますが、今後は津波から逃げる環境の整備、要配慮者（高齢者や障がい者等）の避難体制の整備等により、確実に津波から逃げるのできる環境・体制を整備します。

具体的には、要配慮者など避難に時間を要する方の避難特性（歩行速度等）や、海方向への避難や避難ルート上の橋の損傷等が不安という地域住民の声を踏まえ、津波避難施設等の追加整備・見直しの検討を行うとともに、津波避難警告標識の充実や、津波災害警戒区域^{*7}内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定、情報伝達体制の強化等により、津波災害時に円滑な避難が行われるように努めます。

取組方針②：避難後に命をつなぐための環境づくり

【目標】

発災後の関連死ゼロを目指す

【主な実施内容】

津波に備える体制の整備・持続化、広域支援の受入体制の強化、避難所運営体制の整備・避難生活の健全化、要配慮者の支援体制の整備、飲料水・食料等の備蓄徹底等を図ります。

具体的には、津波避難施設における雨具や防寒具の備蓄等による滞在時環境の整備の検討や避難所の生活環境の充実、災害時の健康支援体制の確立、3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や救護病院等の医療機関との連携強化、重度障がい者への支援促進や福祉避難所等における要配慮者の生活環境の充実を図ります。

^{*7}「津波災害警戒区域」とは、最大クラスの津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備し、いざというときに津波から逃げることができるよう、都道府県知事が指定する区域です。

さらに、市民へ食料や飲料水の備蓄について啓発するとともに、市の緊急物資備蓄の促進に努めます。

取組方針③：迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり

【目標】

希望するすべての市民が湖西市で復興し、住み続けられるようにする

【主な実施内容】

災害時の応急体制の強化や被災後の生活の質の向上、災害廃棄物の処理体制の確保、復興事前準備に係る取組を進めます。

具体的には、広域受援体制や災害ボランティアとの連携強化、応急仮設住宅に係る取組、被災者生活再建支援体制の確保、災害廃棄物処理に関する対応能力の向上に向けた取組を行っていきます。

また、地域の迅速な復旧・復興の推進に向けて、事前都市復興計画の策定や地籍調査の実施、事業所における地震防災応急計画の策定を推進します。

取組方針④：被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり

【目標】

地震による被害を軽減するとともに、津波から市民の生命・財産を守る

【主な実施内容】

住宅・公共建築物等の耐震化の促進や、津波を防ぐ施設や土砂災害防止施設等の整備、緊急輸送路の整備、防災拠点等の強化に係る取組を進めます。

具体的には、住宅の耐震化・家具固定の促進、避難所となる市有校（園）舎・体育館や橋の耐震化を進めます。また、津波から市民の生命・財産の被害を減らすために、最大クラスのレベル2津波に対する防潮堤整備の可能性を総合的に検討します。

さらに、土砂災害警戒区域に係る指定避難所を保全する土砂災害防止施設の整備や緊急輸送路については、その整備・補修を進め、緊急輸送路沿いのブロック塀の耐震対策に努めます。防災拠点施設については、非常用電源の整備や業務継続計画（BCP）の策定、災害対策本部運営訓練の実施等を通じ、その機能強化に努めます。

取組方針⑤：自助・共助の取組及び意識啓発の促進

【目標】

市民一人一人が自助の意識を持つとともに、誰一人取り残さず地域で逃げる・助け合うための共助の仕組みをつくる

【主な実施内容】

地域の防災力強化や適切な避難行動の周知徹底、自主防災組織の活性化、要配慮者の避難体制の整備、地元企業との連携等に係る取組を進めます。

具体的には、防災訓練において親子や子どもたちが楽しく参加できる企画や効果的な周知による訓練参加率の向上により、自助・共助の取組の推進を支援します。特に、今後の

湖西市を担う人材である中・高校生への防災教育に力を入れます。

また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波到達時間内に避難施設まで逃げられたかなど、成果が見えるような実践的な訓練の実施及び継続的な検証を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図ります。

さらに、避難所運営においては地域との連携が重要であることから、地域住民と避難所の運営手順についての事前検討を行い、災害時の避難所運営体制を強化します。

(3) 基本方針と取組方針の関係

前述した基本方針と取組方針の概念図を示します。

基本方針である「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて、発災直後に「逃げる」、避難後に「命をつなぐ」、「迅速な復旧・復興を行う」ための取組を進めます（取組方針①～③）。また、自助・共助の取組の推進により各取組を支援するとともに、地震・津波に強いまちづくりにより各取組の強化につなげます（取組方針④～⑤）。

なお、基本方針へ延びる矢印は、時系列で「明るい未来」と「地域の安全」が右肩上がり達成されていくことを表現しています。また、各取組を時系列で順番に行うということではなく、同時並行で進めていくことを意味しています。

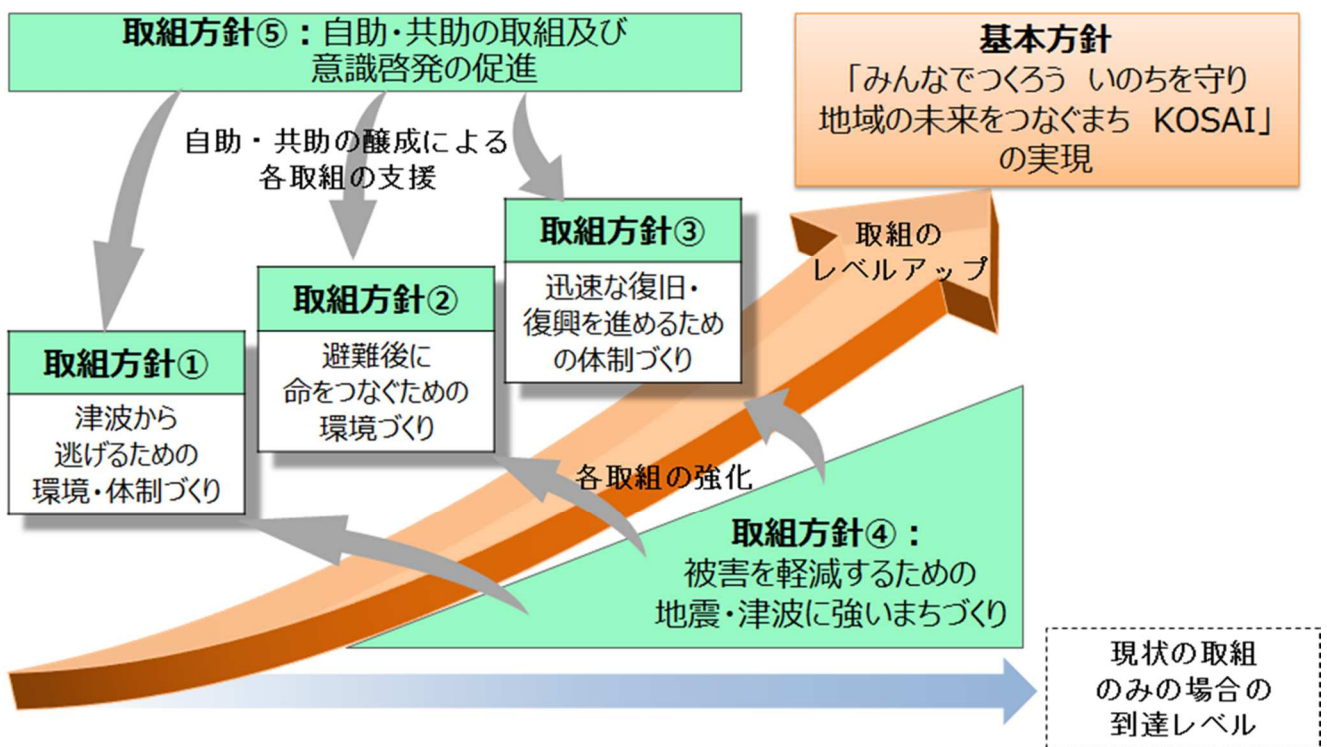


図 4-1 基本方針・取組方針の概念図

第5章. 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

本市では、第4章で設定した取組方針に対して、土地利用施策及び警戒避難体制の構築等をはじめとする事業を展開していきます。

本章では、津波防災地域づくり推進の基本的な方針と関連計画との整合性を踏まえ、計画の柱となる土地利用及び警戒避難体制に係る基本的な考え方について示します。

警戒避難体制	取組方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり	主な取組 津波避難施設等の整備・見直し、避難路の安全性確保、津波避難訓練の充実・強化 等
	取組方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり	主な取組 避難所運営体制の整備・避難生活の健全化、広域支援の受入体制の強化、飲料水・食料等の備蓄の徹底 等
	取組方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり	主な取組 被災者の迅速な生活再建の支援、事業所等の事業継続の強化、災害廃棄物処理体制の確保 等
土地利用	取組方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり	主な取組 住宅や公共建築物・公共構造物等の耐震化、津波を防ぐ施設の整備、防災拠点等の強化 等
警戒避難体制	取組方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進	主な取組 津波に備える体制の整備・持続化、市民等の防災意識の高揚、要配慮者の避難体制の整備 等

図 5-1 取組方針に対する土地利用と警戒避難体制の位置づけ

第1節. 土地利用

本市の津波浸水想定、土地利用の現況、湖西市都市計画マスタープランで示されている土地利用に関する方針を踏まえ、本市の基本方針の実現に向けた土地利用に関する基本的な考え方を以下に示します。

(1) 湖西市都市計画マスタープラン等での土地利用に関する方針との整合

湖西市都市計画マスタープランは、長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにするものです。

また、津波防災地域づくり法第10条第4項において、「推進計画は、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

湖西市都市計画マスタープラン（案）では、都市づくりの基本理念（案）と分野別都市づくり方針（案）が示されています（図5-2、図5-3）。

都市づくりの基本理念（案）の一つとして、「災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築」が示され、あらゆる自然災害に対する防災・減災対策を積極的に進め、安心で安全に暮らし続けることのできる都市を構築する点や、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めていく点が示されています。

また、分野別都市づくり方針（案）においては、市街化区域における土地利用の基本方針として、住宅や商業施設などの新たな供給にあたって居住誘導区域や都市機能誘導区域を優先する点や、都市施設の整備・維持管理については、将来都市構造の実現に向けた新規整備の必要性や老朽化に伴う更新を優先度の高いものから順次進めていく点が示されています。さらに、都市防災の基本方針として、地震・津波による人的・物的被害の軽減を図るため、建築物の耐震化の促進を図るとともに、津波被害を防止・軽減するための防潮堤整備の検討に加え、津波から避難するための命山や津波避難タワー等の津波避難施設の整備の更なる推進、あわせて迅速かつ安全に避難できる避難経路の適切な配置・整備など、面的な防御体制を確立する点が示されています。

湖西市立地適正化計画では、今後、医療・福祉・商業等の都市機能や居住を誘導する区域として、鷺津地区・市役所周辺地区と新所原地区が設定されています。また、新居地区については、津波による浸水が広範囲にわたり想定されるため、誘導区域に含めないものとされています。

推進計画は、都市計画マスタープランや立地適正化計画で示されている土地利用に関する方針と整合させるとともに、建物の新築や建て替え、浜松湖西豊橋道路等の都市施設の整備などと合わせて、地震・津波の被害を軽減し、市民が安全・安心に暮らせる土地利用に関する施策について長期的に取り組みます。

<p>基本理念①： 「職住近接」による 持続可能な集約・連携型都市 の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地における良好な暮らし環境の創出 ・郊外の地域活力を維持する暮らし環境の創出 ・多様な主体との共創によるまちづくり ・市内の拠点間ネットワークの強化
<p>基本理念②： 産業の集積と連携により 新たな価値と活力を創造する 都市の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の活性化 ・新たな価値を創造する産業の創出 ・農林漁業と連携した新たな産業の創出
<p>基本理念③： 災害の最小化と 迅速な復興による 安心して暮らせる都市の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる自然災害に備えた安全で安心な暮らし環境の創出 ・大規模災害に備えた事前復興の準備
<p>基本理念④： 豊かな自然や歴史などの 地域資源を活用した都市の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然資源の保全・活用 ・歴史資源の保全・活用

図 5-2 湖西市都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本理念（案）



図 5-3 湖西市都市計画マスタープランにおける分野別都市づくり方針（案）

(2) 地震に強い市街地の形成

土地利用施策として、防災拠点や避難所をはじめとする公共建築物の耐震化促進、避難所までの避難経路の整備及び維持、災害時の迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動を支えるため、浜松湖西豊橋道路を活かした新たなネットワークの構築、防災拠点施設と避難所等をネットワークする幹線道路や橋梁の強靱化、適切な維持管理、火災の延焼拡大を防止する道路や都市公園等のオープンスペースの整備などに努めます。

(3) 津波防災施策と土地利用施策の考え方

静岡県第4次地震被害想定に基づくレベル2津波に対して、津波到達時間内に安全な避難ができるように、津波浸水想定区域を中心とした津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の追加整備、避難路の整備等を進めるとともに、津波浸水想定区域内に立地している公共施設については、津波避難デッキ等を有する津波に強い施設への建て替えや、浸水想定区域外への移転などの対策を進めます。

また、レベル2津波に対応した防潮堤整備の施策については、第7章「湖西市津波減災計画」の方針を踏まえ、今後も整備に関する検討を継続して進めていきます。

第2節. 警戒避難体制の整備

最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した際にも、「なんとしても人命を守る」観点から、迅速かつ円滑に避難することができる警戒避難体制の構築を図ります。

具体的には、周辺に避難施設がなく避難が困難な津波避難施設空白域解消後の対策として、地域住民の声を踏まえ、要配慮者の避難特性（歩行速度等）を考慮した津波避難施設の追加整備の検討、災害時の確実な情報伝達手段の確保、要配慮者を含む地域住民や観光客等の避難誘導體制の確立、若い世代を含む地域住民が日頃から協力して訓練などに取り組むことによる共助の体制づくりなど、ハード・ソフト施策による多重防御体制の確立に向けた対策を推進していきます。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定が令和5年3月7日されたことに伴い、警戒避難体制の強化に努めていきます。

（1）津波避難施設等の整備

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、可能な限り短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

津波避難施設空白域については、命山や津波避難タワーの整備により令和3年度に解消されていますが、特に避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要配慮者が確実に避難できるかの検証を行うとともに、海方向への避難や避難ルート上の橋の損傷等が不安という地域住民の声も踏まえて、津波避難施設の追加整備の必要性について検討していきます。

また、高台や避難所までの避難路については、ハザードマップの配布や広報紙、ウェブサイト等で周知に努めるとともに、避難の際の安全性確保や避難時間短縮のための整備・改善に努めます。



図 5-4 津波避難施設（命山、津波避難タワー）

（2）情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達にあたっては、防災行政無線、防災ほっとメール、市公式 LINE 及び緊急速報メールに加えて、X（旧ツイッター）やフェイスブック、市のウェブサイトなど効果的な伝達手段を複合的に活用し、地域住民へ迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を整備

するものとします。特に要配慮者に対しては、確実な情報伝達と早期の避難を促進するため、多言語ややさしい日本語による伝達内容の工夫、個別避難計画^{※8}の作成による近隣住民の支援・協力体制等、機器以外でも情報伝達が行える体制の構築に努めます。

また、令和8年度に稼働予定の消防防災センターでは、情報伝達のデジタル技術の機能強化など、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築を進めます。



図 5-5 防災行政無線、消防防災センター（令和8年度稼働予定）

（3）防災意識の醸成及び訓練の実施

地震・津波から自らの身の安全を守ることを防災の基本と考え、市民一人一人が自覚を持ち、避難行動につながるような正確な知識を普及していく必要があります。

防災教育の面では、地震防災講演会や出前講座等を積極的に開催し、津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について啓発活動を行うとともに、避難行動に関する情報や家庭での予防・安全対策などについて普及・啓発を図るものとします。

また、円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うために、要配慮者を含む地域住民や自主防災組織、地元企業などと連携して訓練を実施するとともに、児童・生徒等の若い世代が訓練に参加したくなる取組の促進、津波到達時間内に逃げられたのか等、成果が見えるような実効性の高い訓練の企画・検討及び実施に努めます。



図 5-6 女性防災講座、防災訓練

^{※8} 「個別避難計画」とは、要配慮者が、災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、あらかじめ自ら確認していただくために、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難行動計画です。

(4) 津波災害警戒区域(イエローゾーン)における取組の強化

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和5年3月7日に「津波災害警戒区域」の県知事指定を受け、基準水位^{※9}での津波ハザードマップ作成・周知、社会福祉施設や学校等の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び津波避難訓練の実施等、地域住民等が津波から安全に避難できるような警戒避難体制の強化に努めます。



図 5-7 津波災害警戒区域(イエローゾーン)

出典：静岡県河川企画課

(5) 要配慮者や観光客等の避難対策

要配慮者への対策については、令和4年度から新居町浜名地区をモデル地区として「個別避難計画」の作成を進めています。また、一部の地域では要配慮者を把握するための実態調査を実施し、組長が状況確認を行うなどの取組が行われており、これらの取組を他地域にも発信することで、市内全体への展開に努めます。

市外からの観光客等については、地元自主防災会、商工会、観光協会等の関係団体と共同で、避難場所が記載された防災マップを閲覧又は配布できるように努めます。また、海水浴場などに避難路看板や海拔表示等を計画的に設置し、有事の際には観光客、釣り客等が迷うことなく避難場所へ緊急避難できるように周知します。



図 5-8 避難路看板、海拔表示

^{※9} 「基準水位」とは、静岡県第4次地震被害想定におけるレベル2津波が発生した場合に想定される最大浸水深に、津波が建築物等に衝突した時に生じるせり上がり高さを加えた水位です。

第6章. 津波防災地域づくり推進のための事業・事務

本章では、本市における津波防災地域づくりの推進のために今後行う事業・事務を整理し、一覧として示します。

第1節. 事業・事務の整理

第4章で設定した5つの取組方針に基づき、今後行っていく津波防災地域づくりのための事業・事務を整理します。また、各取組方針と主な事業・事務内容の関係を示します。

表 6-1 事業・事務の体系

取組方針		主な事業・事務の内容
1	津波から逃げるための環境・体制づくり	・津波避難施設等の整備・見直し ・避難路の安全性確保 ・津波避難訓練の充実・強化 など
2	避難後に命をつなぐための環境づくり	・避難所運営体制の整備・避難生活の健全化 ・広域支援の受入体制の強化 ・飲料水・食料等の備蓄の徹底 など
3	迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり	・被災者の迅速な生活再建の支援 ・ライフライン、事業所等の事業継続の強化 ・災害廃棄物などの処理体制の確保 など
4	被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり	・住宅や公共建築物等、公共構造物等の耐震化 ・津波を防ぐ施設の整備 ・防災拠点等の強化 など
5	自助・共助の取組及び意識啓発の促進	・津波に備える体制の整備・持続化 ・市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実 ・要配慮者の避難体制の整備 など

(1) 事業・事務の期間

推進計画の上位計画である第6次湖西市総合計画は、基本構想の計画期間を令和15年(2033年)までとし、その実践計画を第Ⅰ期(令和3年～令和7年の5年間)、第Ⅱ期(令和8年～令和11年の4年間)、第Ⅲ期(令和12年～令和15年の4年間)に分けて設定しています。

そこで、推進計画における各施策の期間の基準については、第6次湖西市総合計画の実践計画のうち最長期間である「5年間」という期間を参考とし、令和6年度を基準として、5年後の令和10年度までに事業完了となる事業・事務を「短期」、それ以降に事業完了となるものを「中長期」として記載します。また、事業が完了しているものを含め、今後継続して実施していくものを「継続実施」とし、今後具体的な時期を定めていくものを「未定」と記載しています。

なお、意見交換会等で出された意見をもとに整理した「地域住民等による主体的な取組」については、すでに実施されている取組については「継続実施」とし、それ以外の取組については、明確な期限を定めず「-」と記載しています。

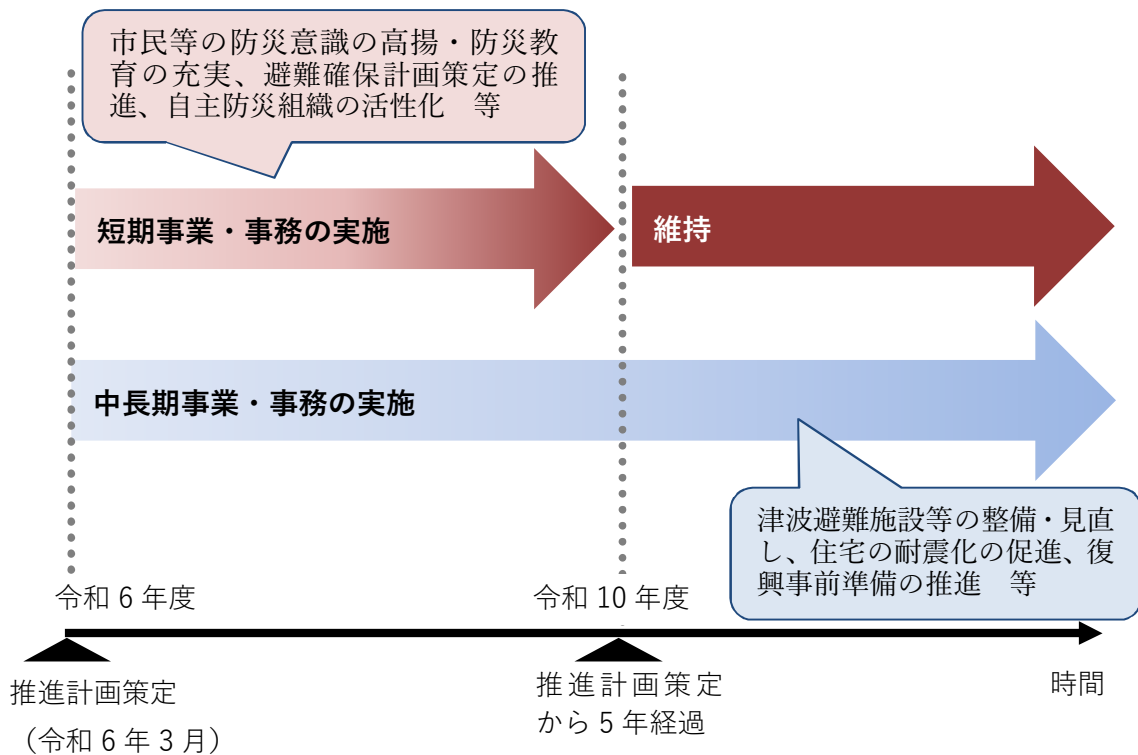


図 6-1 計画期間のイメージ

(2) 事業・事務リスト

事業・事務を取組内容、担当主体、事業位置、期間の観点で整理しました。担当主体については、湖西市各課・地域住民・事業者を記載しています。また、事業位置は、「市全域」、「浸水区域内」、「各地区（第3章第5節における地域区分）」の区分で整理しています。

1) 取組方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（1/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
津波から逃げる環境の整備				
1	津波避難訓練の充実・強化 【担当主体】 危機管理課 地域住民 自主防災組織	年に1回（3.11）の津波避難訓練を継続して実施する。	市全域	継続実施
2	津波避難訓練の充実・強化（社会福祉施設） 【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 事業者	津波浸水想定区域内にある障がい福祉施設2施設及び高齢者福祉施設12施設の災害対応マニュアル見直しと年1回以上の訓練を実施する。	浸水区域内	短期
3	津波避難誘導標識の整備 【担当主体】 危機管理課	津波避難警告標識222箇所（広域避難所看板、津波避難常時看板、津波避難路案内看板、津波避難路面シート、避難所標識、避難所誘導看板など）を整備する。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（2/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
4	ハザードマップ等の整備 【担当主体】 危機管理課	令和5年3月に全戸配布済みのハザードマップに加え、液状化・高潮など一度に確認できるハザードマップを作成する。		
5	●津波避難施設等の整備・見直し 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設空白域は解消されているが、要配慮者など避難に特に時間を要する方の避難特性（歩行速度等）、海方向への避難や避難ルート上にある橋の損傷等の不安を踏まえ、津波避難施設（津波避難タワーや命山等）の追加整備の検証を行い、民間施設の活用を含めて見直しを行う。	新居地区 白須賀地区	短期
6	●避難路の安全性確保 【担当主体】 危機管理課 土木課	高台や避難所等への主要なアクセス路について、土砂災害対策（浜名特別支援学校につながる避難路等）や橋梁点検（浜名川に架かる橋梁等）等、安全性確保に向けた取組の検討を行う。	浸水区域内	短期
要配慮者の避難体制の整備				
7	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定の推進 【担当主体】 危機管理課 事業者	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画を策定する。	浸水区域内	短期

●：市民意見

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（3/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
避難路の整備				
8	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な避難路の確保 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	高台や避難場所につながる避難経路上の危険なブロック塀等の撤去・改善に努める。	市全域	継続実施
要配慮者対策				
9	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣住民による助け合いの関係づくり 【担当主体】 地域住民	近隣で避難支援等が必要な要配慮者を日頃から把握し、平時の声掛けや訓練を通じたつながりをつくる。	市全域	継続実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	自主防災組織や自治会、隣組等の単位で、地域の要配慮者を把握し、災害時には避難支援を行える体制をつくる。	市全域	継続実施
個人・地域での避難方法の検討				
11	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の避難ルール・避難手段の検討 【担当主体】 地域住民	自治会等で避難する際のルールや手段を事前に検討する。	市全域	—
12	<ul style="list-style-type: none"> ●避難先・避難路の検討 や夜間・悪天候時の避難対策 【担当主体】 地域住民	自宅や外出先から避難場所までの安全な経路を事前に検討する。また、夜間や雨天時に発災した際の安全な避難方法について検討する。	市全域	継続実施
13	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の避難方法の事前検討 【担当主体】 地域住民	要配慮者の避難方法・支援について、訓練等を通じて地域で事前に検討する。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（4/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
避難施設等の平時の活用				
14	●避難施設等の平時の利 活用 【担当主体】 地域住民	平時から命山や津波避難タ ワーをイベントや防災訓練等 で活用し、発災時にスムーズ に避難できるようにする。	新居地区	継続実施
訓練の実施・周知				
15	●実効性のある津波避難 訓練の実施 【担当主体】 地域住民 危機管理課	津波到達時間内に避難施設ま で逃げられたのか等、成果が 見えるような実効性の高い訓 練の企画・検討及び実施に努 める。	浸水区域内	短期

●：市民意見

2) 取組方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（1/5）

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
津波に備える体制の整備・持続化				
16	津波避難施設の滞在時環境の整備（設備） 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設（5箇所）の雨よけ、風よけ、トイレ等の整備を検討する。 （避難タワー3箇所、命山2箇所）	新居地区	中長期
17	●津波避難施設の滞在時環境の整備（備蓄） 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設（5箇所）に雨具や防寒具等を備蓄し、津波が引かず二次避難ができない状況でも生き延びることができる環境の整備を検討する。 （避難タワー3箇所、命山2箇所）	新居地区	短期
広域支援の受入体制強化				
18	医療体制の強化 【担当主体】 健康増進課	医療救護体制を検討し、3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や救護病院等の医療機関と連携した訓練を年1回実施する。	市全域	短期
救護所の機能強化				
19	屋内救護所の確保 【担当主体】 健康増進課 こども未来課 高齢者福祉課 危機管理課 湖西病院	救護所は、現状湖西病院や浜名病院前の屋根がない屋外に設置することになっているため、湖西病院の建て替え等のタイミングで屋内救護所の設置を検討する。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（2/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
20	避難所運営支援体制の充 実・強化 【担当主体】 危機管理課 教育委員会 新居支所	指定避難所（15箇所）の避難 所運営マニュアルを作成す る。	市全域	短期
21	避難所の生活環境の充実 【担当主体】 危機管理課	指定避難所の生活環境を向上 するため資機材の整備・更新 を行う。	市全域	継続実施
22	避難所運営体制における 男女共同参画の視点から の防災対策の推進 【担当主体】 危機管理課	自主防災組織研修会等で継続 的な説明を行い、指定避難所 （15箇所）の避難所運営連絡 会メンバーの女性参加率向上 に努める。	市全域	中長期
23	被災動物保護・収容体制 の整備 【担当主体】 環境課 危機管理課 教育委員会 新居支所	指定避難所（15箇所）におけ る愛玩動物の同行避難受入体 制を避難所運営マニュアルに 位置づける。	市全域	短期
24	災害時の健康支援体制の 確立 【担当主体】 健康増進課	災害時健康支援マニュアルの 見直しを行う。	市全域	短期

●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（3/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
25	●災害用のトイレ確保の 促進 【担当主体】 危機管理課	災害時は水洗トイレが機能せず、仮設トイレが行き渡るまでには数日を要し、排せつを我慢することで健康障害を引き起こすことも考えられるため、トイレの確保を促進する。	市全域	中長期
26	●避難所のトイレの洋式 化 【担当主体】 教育総務課 スポーツ・生涯学習課 静岡県	足腰の弱い高齢者や車いす使用の身体障がい者は和式便器ではトイレの使用が困難なため、トイレの洋式化を推進する。	市全域	中長期
要配慮者の支援体制の整備				
27	重度障がい者への支援促 進 【担当主体】 地域福祉課	人工呼吸器外部電源を整備する。目標:10台（1台/年）	市全域	中長期
28	福祉避難所等の要配慮者 の生活環境の充実 【担当主体】 地域福祉課	福祉避難所における避難生活用の資機材（感染対策用品を含む）を整備する。	市全域	中長期
備蓄スペースの確保				
29	避難所における備蓄ス ペースの拡充 【担当主体】 危機管理課	備蓄するスペースがなく、本来必要な資機材を確保することができない状況にあるため、備蓄スペースの拡充を検討する。	市全域	短期
30	避難所における防災倉庫 の更新・機能強化 【担当主体】 危機管理課 教育委員会 健康増進課	避難所の防災倉庫の老朽化が著しいため、更新に合わせて空調設備の設置や医薬品の備蓄など、充実・機能強化に努める。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（4/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
31	<p>●民間企業との連携による備蓄</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 事業者 危機管理課</p>	自主防災組織の備蓄を民間企業の建物や敷地で保管するための検討を支援する。	市全域	中長期
飲料水・食料等の備蓄の徹底				
32	<p>市民の備蓄の促進（食料及び飲料水）</p> <p>【担当主体】 危機管理課 地域住民</p>	ウェブサイト等による案内に加えて、訓練やイベントなどで啓発し、市民の1週間以上必要な食料及び飲料水の確保率向上に努める。	市全域	中長期
33	<p>市の緊急物資の備蓄</p> <p>【担当主体】 危機管理課</p>	市の緊急物資の備蓄量確保に努める。	市全域	中長期
防災倉庫の浸水対策				
34	<p>●防災倉庫の浸水対策</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 危機管理課</p>	防災倉庫の浸水区域外における新規設置や、浸水区域内の防災倉庫については浸水しない上階や高台へ移設するなど浸水対策の検討を行う。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（5/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
救援物資受入体制の整備				
35	物資受入体制に関する訓練の実施 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	物資担当班等による訓練を実施し、検証を繰り返しながら体制を整備する。また、物資輸送に係る機関と顔の見える関係を維持し、災害時に迅速に連携できる体制を維持する。本市だけでは体制を整えられない場合に備え、広域受援計画を策定し、応援人員や支援物資に関する事前調整を行う。	市全域	短期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
避難所運営に関する事前検討				
36	●個人ができることの検討 【担当主体】 地域住民	個人が避難所運営で協力できることを平時から考えておく。	市全域	継続実施
37	●避難所運営に向けた事前検討 【担当主体】 地域住民	女性への配慮や中高生との連携なども踏まえた避難所運営の事前検討や運営訓練の実施。	市全域	継続実施
38	●避難所の備蓄物資の確認 【担当主体】 地域住民	避難所にどのような物資が備蓄されているか事前に確認する。	市全域	継続実施

●：市民意見

1) 取組方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり

表 6-4 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）
(1/4)

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
広域支援の受入体制の強化				
39	広域受援体制の強化 【担当主体】 危機管理課	広域受援計画を策定する。	市全域	短期
地域やボランティアとの連携強化				
40	災害ボランティアの連携 強化 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課 危機管理課	災害ボランティア団体との共同訓練を年1回以上実施する。	市全域	継続実施
被災者の迅速な生活再建の支援				
41	被災者の住宅確保（応急建設住宅等） 【担当主体】 建築住宅課	建設型応急住宅等について静岡県第4次地震被害想定又は被害状況により算出された必要戸数を確保する。	市全域	中長期
42	被災者生活再建支援体制の確保 【担当主体】 危機管理課 地域福祉課	住家被害認定調査及び罹災証明書発行等の被災者生活再建支援業務の効率化を目的としたシステムを導入する。	市全域	短期
43	住家被害認定調査研修及び罹災証明書発行訓練の実施 【担当主体】 税務課 危機管理課	県が主催する住家被害認定調査研修への参加及び罹災証明書発行訓練を年1回実施する。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-4 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）
（2/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
災害廃棄物などの処理体制の確保				
44	災害対応能力の向上（災害廃棄物処理に係る研修会参加） 【担当主体】 廃棄物対策課	県が主催する災害廃棄物処理に関する研修会に年1回以上参加する。	市全域	継続実施
45	災害対応能力の向上（災害廃棄物処理に係る資機材整備） 【担当主体】 廃棄物対策課	廃棄物処理計画に位置づけている災害廃棄物仮置場候補地の地区区分（6地区）について、各地区1箇所分の運営に必要な資機材を整備する。	市全域	短期
ライフライン、事業所等の事業継続の強化				
46	事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進 【担当主体】 予防課 事業者	地震防災応急計画を策定する。	市全域	短期
地域の迅速な復旧、復興の推進				
47	復興事前準備の推進 【担当主体】 都市計画課 危機管理課	事前都市復興計画を策定する。	市全域	中長期
48	被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進 【担当主体】 土木課	津波浸水想定区域内における市街化区域の地籍調査を実施する。	市全域	中長期
遺体への適切な対応				
49	遺体の適切な対応の促進 【担当主体】 環境課	遺体処理計画の見直しを行う。	市全域	短期

●：市民意見

表 6-4 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）
（3/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
50	広域火葬共同運用体制による訓練の促進 【担当主体】 環境課	県が主催する広域火葬訓練に年1回以上参加する。	市全域	継続実施
救援物資受入体制の整備				
51 再掲 35	物資受入体制に関する訓練の実施 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	物資担当班等による訓練を実施し、検証を繰り返しながら体制を整備する。また、物資輸送に関係する機関と顔の見える関係を維持し、災害時に迅速に連携できる体制を維持する。本市だけでは体制を整えられない場合に備え、広域受援計画を策定し、応援人員や支援物資に関する事前調整を行う。	市全域	短期
復旧・復興に関する事例の紹介				
52	●復旧・復興に関する事例の紹介 【担当主体】 地域住民 自主防災組織 危機管理課	東北の震災や過去の災害の復旧・復興の事例を事前で知ることによって、被災した時に実践できるような体制の構築に努める。	市全域	中長期
受援者の集結・活動スペースの確保				
53	緊急消防援助隊や広域緊急援助隊の活動スペースの確保 【担当主体】 危機管理課 警防課	自衛隊は屋外での活動が可能だが、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊は屋内の活動スペースが必要であり、現状屋内の施設が不足しているため、活動拠点の整備を検討する。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-4 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）
（4/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
復旧・復興の取組				
54	<p>● 高台移転も視野に入れた事前復興の検討を進める</p> <p>【担当主体】 地域住民 危機管理課 都市計画課</p>	過去に津波による被害で高台等に移転している歴史があり、事前復興計画の策定を含めた総合的な地域づくりの検討を行う。	浸水区域内	中長期

●：市民意見

1) 取組方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり

表 6-5 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり)
(1/7)

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
住宅等の耐震化				
55	住宅の耐震化の促進 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	ウェブサイト等で耐震改修促進事業を案内するなど、住宅の耐震化率向上に努める。	市全域	中長期
56	家庭内の地震対策の促進 (家具固定) 【担当主体】 危機管理課 地域住民	広報紙やウェブサイト等での周知や高齢者世帯を対象とした家具固定の無料実施を案内することで、家庭における家具類を固定している部屋又は家具類を置いていない安全な部屋がある割合の向上に努める。	市全域	中長期
公共建築物等の耐震化				
57	避難所となる市有及び県有校(園)舎・体育館等の耐震化の推進 【担当主体】 教育総務課 スポーツ・生涯学習課 静岡県	避難所(15箇所)となる市有及び県有校(園)舎・体育館等の耐震化を進める。	市全域	中長期
58	市有公共建築物(避難所となる施設を除く)の耐震化 【担当主体】 各課	市有公共建築物(避難所となる施設を除いた164棟)の耐震化を進める。	市全域	中長期

● : 市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（2/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
公共構造物等の耐震化				
59	橋の耐震化の推進 【担当主体】 土木課	耐震化が必要な5橋（跨線・市緊急輸送路）について、耐震化の検討を行う。	市全域	中長期
60	下水道施設の耐震化・下水道事業の復旧等 【担当主体】 下水道課	下水道施設の耐震化対策や、新居浄化センターにおいては津波対策を併せて検討する。さらに、業務継続計画（BCP）の策定・見直しのほか、災害時におけるトイレ事情について、市民への周知・啓発を行う。	市全域	中長期
津波を防ぐ施設の整備				
61	南海トラフ巨大地震による津波に対して更なる安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進 【担当主体】 危機管理課 土木課	平成27年3月に策定した「静岡モデル推進検討会（湖西市）」中間報告に位置づけられる津波防災地域づくりに関する整備方針の検討を進め、報告書の改訂版を策定する。	市全域	中長期
津波に備える体制の整備・持続化				
62	津波避難施設の長寿命化の推進 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設（避難タワー3基）の長寿命化計画を策定する。（わんぱくランド津波避難タワー、日ヶ崎地区津波避難タワー、高師山地区津波避難タワー）	新居地区	短期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
 (3/7)

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
土砂災害防止施設等の整備				
63	避難所を保全する土砂災害防止施設の整備 【担当主体】 危機管理課 土木課	土砂災害警戒区域に係る指定避難所（4施設）を保全する土砂災害防止施設の整備を行う。（新居幼稚園、新居小学校、浜名特別支援学校、東小学校）	新居地区 新所地区	中長期
緊急輸送路等の整備				
64	緊急輸送路の整備・補修の促進 【担当主体】 土木課	緊急輸送路（道路区間延長22km）の整備・補修を促進する。	市全域	中長期
65	緊急輸送路等沿道のブロック塀の耐震化の促進 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	緊急輸送路等沿道の危険なブロック塀の耐震化を促進する。	市全域	継続実施
66	災害に強い幹線道路の整備（都市計画道路） 【担当主体】 土木課	市街化区域内に都市計画決定されている都市計画道路の整備を行う。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（4/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
防災拠点等の強化				
67	防災拠点施設のガラス飛散防止措置の実施 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課	防災拠点施設のうち、市所有の指定避難所（13施設）のガラス飛散防止措置を実施する。	市全域	中長期
68	防災拠点における非常用電源の整備 【担当主体】 各課	防災拠点施設（35施設）における非常用電源の整備を行う。	市全域	中長期
69	公用防災資機材の整備 【担当主体】 各課	公用資機材の整備を行う。	市全域	継続実施
70	業務継続計画（BCP）の策定、見直し 【担当主体】 総務課 各課	業務継続計画（BCP）を策定し、見直しを行う。	市全域	継続実施
71	災害対策本部運営訓練の実施 【担当主体】 危機管理課	災害対策本部運営訓練を年1回実施する。	市全域	継続実施
72	災害対策本部機能の強化 【担当主体】 危機管理課 消防総務課 警防課	消防防災センター建設に伴い災害対策本部（警備本部室も含む）及び災害対策本部会議室等の機能強化を行う。	市全域	短期
73	救護所、救護病院等の資機材の整備・更新 【担当主体】 健康増進課	医療救護計画に基づき、救護所の資機材の整備・更新を行う。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（5/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
情報収集・連絡体制の強化				
74	災害用テレビ会議システムの拡充 【担当主体】 危機管理課 消防総務課	消防防災センター建設に伴い 災害用テレビ会議システムを 整備する。	市全域	短期
75	災害時の情報共有強化 【担当主体】 危機管理課 消防総務課	災害対策本部と各対策班との 情報共有システムを導入す る。	市全域	短期
76	通信指令装置及び消防救 急デジタル無線システム 更新 【担当主体】 警防課	通信指令装置及び消防救急デ ジタル無線システムを更新す る。	市全域	短期
77	情報収集体制の強化 【担当主体】 危機管理課	ドローンによる情報収集体制 の構築に向けて協定の締結数 を増やす。	市全域	継続実施
消防力の充実・強化				
78	消防防災センターの整備 【担当主体】 消防総務課 危機管理課 DX 推進課	コミュニティ消防センターと して、備蓄・資機材保管及び 展示・防災教育施設の機能を 備えた、消防・防災複合施設 を整備する。（施設の耐震化、 サーバー室・デジタル技術の 機能強化）	市全域	継続実施
79	消防本部の広域化の推進 【担当主体】 消防総務課	静岡県消防広域化推進計画に 基づき、浜松市と発足してい る西遠地域消防救急広域化協 議会にて継続的に検討を行 い、広域化を実現する。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（6/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
80	警防・救急・救助体制の 整備の促進 【担当主体】 警防課	救急出動件数増加及び救急隊 員のうち1名以上は救急救命 士が搭乗することから、救急 救命士（24名）を確保する。	市全域	中長期
81	消防施設・設備の整備の 促進 【担当主体】 消防総務課	耐震性貯水槽整備計画に基づ き、市街地、準市街地の未包 含地域及び林野火災対策等に 設置が必要と定めた個数の耐 震性貯水槽（177基）を整備 する。	市全域	中長期
82	常備消防用防災資機材の 整備 【担当主体】 警防課 消防署	消防力の整備指針に基づいて 算定した消防ポンプ数を更新 計画に基づいて整備する。	市全域	中長期
83	消防団用防災資機材の整 備 【担当主体】 消防総務課	消防団の整備基準及び消防計 画に基づき算定した充足率を 維持できるように整備する。	市全域	継続実施
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
84	避難所の天井落下防止 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課	市有指定避難所（13施設）の 天井等落下防止の対策を実施 する。	市全域	中長期
空き家対策				
85	●空き家に係る管理 【担当主体】 各課 地域住民	湖西市空家等対策計画に基づ き、適切に管理されていない 空家等の是正処理、又は利活 用の促進に努める。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（7/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
農業用ため池の耐震化等の推進				
86	農業用ため池の耐震化等の推進 【担当主体】 産業振興課	築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、県と連携し点検を実施するとともに、その結果に基づく対策を推進する。	市全域	中長期
農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理				
87	耕作組合等による農地・地域資源の適切な管理 【担当主体】 産業振興課	農地・農業水利施設等の地域資源の管理は、地域コミュニティによる取組を主体とし、多面的機能支払交付金の周知等を図り支援を行う。	市全域	中長期
漁港の復旧				
88	漁港の復旧 【担当主体】 産業振興課	漁港（鷺津、入出、浜名）を拠点に救難艇や物資輸送船を着岸できるよう、湾岸・離岸堤の整備施策の検討を行う。	鷺津地区 入出地区 新居地区	中長期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
自宅の安全化（耐震化・家具固定等）				
89	●室内の安全対策 【担当主体】 地域住民	家具固定やガラス飛散防止対策等により、室内の安全化を図る。	市全域	継続実施

●：市民意見

2) 取組方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（1/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
住宅等の耐震化				
90 再掲 56	家庭内の地震対策の促進 （家具固定） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	広報紙やウェブサイト等での周知や高齢者世帯を対象とした家具固定の無料実施を案内することで、家庭における家具類を固定している部屋又は家具類を置いていない安全な部屋がある割合の向上に努める。	市全域	中長期
91	家庭内の地震対策の促進 （耐震シェルター） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	ウェブサイト等で市の補助制度を案内することで、耐震シェルターの普及を図り家庭内の地震対策を促進する。	市全域	中長期
津波から逃げる環境の整備				
92	災害時における避難行動の理解の促進 【担当主体】 危機管理課 地域住民	ハザードマップの全戸配布及び転入者等に対して窓口での配布などの対応を維持し、自分の住んでいる地域の危険度を理解している市民の割合を増やす。	市全域	継続実施
津波に備える体制の整備・持続化				
93	災害時の情報伝達の強化・促進（戸別受信機） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機の普及を促進する。	市全域	短期

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（2/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
消防力の充実・強化				
94	地域の消防力の確保 【担当主体】 消防総務課	条例定数（387人）に対する 消防団員を確保する。	市全域	中長期
自主防災組織の活性化				
95	地域における防災人材の 活用 【担当主体】 危機管理課 自主防災組織	自主防災組織研修会等で継続 的に地域防災指導員について の説明を行って認知度の向上 を図る。	市全域	継続実施
96	静岡県ふじのくに防災士 等の養成・活用 【担当主体】 危機管理課	地域防災指導員における静岡 県ふじのくに防災士認定者の 割合を増やす。	市全域	短期
97	地域の防災活動を支える 人材の育成 【担当主体】 危機管理課	地域防災指導員の活動をと おして地域の防災活動を支える 人材の育成を図る。	市全域	短期
98	自主防災組織の資機材整 備の促進 【担当主体】 危機管理課	市からの補助金交付等によ り、自主防災組織（61組織） の資機材整備を促進する。	市全域	短期
市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実				
99	男女共同参画の視点から の防災体制の推進 【担当主体】 危機管理課 市民課 自主防災組織	自主防災組織への参加案内等 を行うことにより、自主防災 組織（61組織）の女性防災講 座参加率の向上を図る。	市全域	短期

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（3/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
100	市民・事業所等の防災意識高揚の促進（出前講座・啓発活動） 【担当主体】 危機管理課 予防課 警防課 地域住民 事業者	危機管理課、予防課、警防課が実施する出前講座や啓発活動等により、市民・事業所等の防災意識の高揚を図る。	市全域	継続実施
防災訓練の充実・強化				
101	防災訓練の充実・強化（自主防災組織） 【担当主体】 危機管理課 自主防災組織	自主防災組織（61 組織）において年 1 回以上防災訓練を実施する。	市全域	継続実施
102	防災訓練の充実・強化（中・高校生） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	市内の中学校・高校に参加促進を行い、中・高校生の防災訓練への参加率向上を図る。	市全域	継続実施
要配慮者の避難体制の整備				
103	要配慮者の避難訓練の充実・促進 【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民	優先度が高い要配慮者の個別避難計画に基づいた避難訓練を年 1 回実施する。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（4/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
104	避難行動要支援者の避難 支援体制の確保 【担当主体】 地域福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民	津波浸水想定区域内に居住する優先度が高い要配慮者の個別避難計画を作成する。	市全域	中長期
105 再掲 7	津波災害警戒区域内の要 配慮者利用施設における 避難確保計画策定の推進 【担当主体】 危機管理課 事業者	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画を策定する。	浸水区域内	短期
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
106	公立学校の防災体制の強化・推進 【担当主体】 学校教育課	学校と地域が連携した防災教育及び防災管理体制の充実を図るため、毎年すべての学校（園）を対象として、中学校区ごとに年1回以上防災教育推進のための連絡会議を開催する。	市全域	継続実施
要配慮者の支援体制の整備				
107	市内在住外国人のための 防災研修の実施 【担当主体】 市民課 地域住民	市内在住外国人のための防災研修（出前講座等）の実施を年1回以上実施する。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（5/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
108	災害時の観光客に対する 安全確保の促進 【担当主体】 文化観光課	災害直後の避難に加え、帰宅 困難となる観光客に対して、 避難所への誘導や帰宅までの 対応について関係各所と調整 を図りながら指針を策定す る。	市全域	中長期
飲料水・食料等の備蓄の徹底				
109 再掲 30	避難所における防災倉庫 の更新・機能強化 【担当主体】 危機管理課 教育委員会 健康増進課	避難所の防災倉庫の老朽化が 著しいため、更新に合わせて 空調設備の設置や医薬品の備 蓄など、充実・機能強化に努 める。	市全域	中長期
110 再掲 32	市民の備蓄の促進（食料 及び飲料水） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	ウェブサイト等による案内に 加えて、訓練やイベントなど で啓発し、市民の1週間以上 必要な食料及び飲料水の確保 率向上に努める。	市全域	中長期
地元企業との連携				
111	●地元企業と連携した取 組の促進 【担当主体】 地域住民 事業者 危機管理課	地元企業と自治会・市が協定 を締結し、企業の建物を災害 時の一時避難場所や津波避難 場所として活用する取組を促 進・支援する。また、訓練の 共同開催など災害時だけでな く平時の取組に関する連携強 化を図る。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（6/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
平時の情報共有・情報発信				
112	●防災に関する相談体制の構築 【担当主体】 危機管理課	令和8年度稼働予定の消防防災センター等を活用し、市民からの防災に関する相談への対応体制を構築する。	市全域	短期
113	●広報活動による防災意識の高揚 【担当主体】 危機管理課	ウェブサイトや広報紙などで市の防災に係る取組や自主防災組織等の活動事例に関する情報発信、自助・共助の取組に関する啓発活動を行い、市民の意識の高揚を図る。	市全域	短期
家庭や地域での備蓄促進				
114 再掲 31	●民間企業との連携による備蓄 【担当主体】 自主防災組織 事業者 危機管理課	自主防災組織の備蓄を民間企業の建物や敷地で保管するための検討を支援する。	市全域	中長期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
要配慮者対策				
115 再掲 9	●近隣住民による助け合いの関係づくり 【担当主体】 地域住民	近隣で避難支援等が必要な要配慮者を日頃から把握し、平時の声掛けや訓練を通じたつながりをつくっておく。	市全域	継続実施
116 再掲 10	●自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援 【担当主体】 地域住民	自主防災組織や町内会、隣組等の単位で、地域の要配慮者を把握し、災害時には避難支援を行う。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（7/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
117 再掲 13	●要配慮者の避難方法の 事前検討 【担当主体】 地域住民	要配慮者の避難方法・支援に ついて、訓練等を通じて地域 で事前に検討する。	市全域	継続実施
個人・地域での避難方法の検討				
118 再掲 11	●地域の避難ルール・避 難手段の検討 【担当主体】 地域住民	自治会等で避難する際のルー ルや手段を事前に検討する。	市全域	継続実施
119 再掲 12	●避難先・避難路の検討 や夜間・悪天候時の避難 対策 【担当主体】 地域住民	自宅や外出先から避難場所ま での安全な経路を事前に検討 する。また、夜間や雨天時に 発災した際の安全な避難方法 について検討する。	市全域	継続実施
避難施設等の平時の活用				
120 再掲 14	●避難施設等の平時の利 活用 【担当主体】 地域住民	平時から命山や津波避難タ ワーをイベントや防災訓練等 で活用し、発災時にスムーズ に避難できるようにする。	新居地区	継続実施
家庭や地域での備蓄促進				
121	●非常時の電源確保 【担当主体】 地域住民	蓄電池を所有する世帯の把握 や町内会・自治会単位で発電 機を整備するなど、非常時の 電源確保に務める。	市全域	—
自宅の安全化（耐震化・家具固定等）				
122 再掲 89	●室内の安全対策 【担当主体】 地域住民	家具固定やガラス飛散防止対 策等により、室内の安全化を 図る。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（8/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
家族の安否確認				
123	●安否確認手段の確保 【担当主体】 地域住民	災害時の家族等との安否確認に向けて、災害用伝言ダイヤル171やWEB171などの連絡手段を事前に検討・習得する。	市全域	継続実施
意識啓発				
124	●いち早く「逃げる」ための意識啓発 【担当主体】 地域住民	誰一人取り残さず地域全体として避難行動を起こすための啓発活動を行う。	市全域	—
訓練の実施・周知				
125	●訓練の参加率向上に向けた取組 【担当主体】 地域住民	市内外での好事例を参考に、親子や子どもたちが楽しく参加できる訓練を企画するなどして、訓練のマンネリ化を解消し、参加率の向上に努める。	市全域	—
126	●要配慮者が参加できる訓練の実施 【担当主体】 地域住民	身体障がい者や高齢者等の要配慮者も参加できる訓練を企画・実施する。	市全域	—
127	●若い世代の訓練参加の促進 【担当主体】 地域住民	小中高生との合同訓練など、若い世代を巻き込んだ訓練を実施し、発災時に若い世代が地域住民を巻き込んで避難できる体制の構築に努める。	市全域	—

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（9/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
128 再掲 15	●実効性のある津波避難 訓練の実施 【担当主体】 地域住民 危機管理課	津波到達時間内に避難施設ま で逃げられたのか等、成果が 見えるような実効性の高い訓 練の企画・検討及び実施に努 める。	浸水区域内	短期
共助の体制づくり				
129	●市内での共助の体制構 築 【担当主体】 地域住民	被災地域の避難者を被害の小 さい地域で受け入れるための 体制づくりに向けた検討を進 める。	市全域	—
130	●人材バンクの登録と支 援体制の構築 【担当主体】 地域住民	重機所持者や看護師等の有資 格者に関する人材バンクをつ くり、災害時の支援体制を構 築する。	市全域	継続実施
自主防災組織の活性化				
131	●自主防災組織の継承に 向けた体制構築 【担当主体】 地域住民	自主防災組織の活性化や担い 手の確保に向けて、活動紹介 等の情報発信を積極的に行 い、組織としての取組が継承 される体制づくりを進める。	市全域	—

●：市民意見

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023

静岡県が実施する事業・事務は、静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 に示されています。

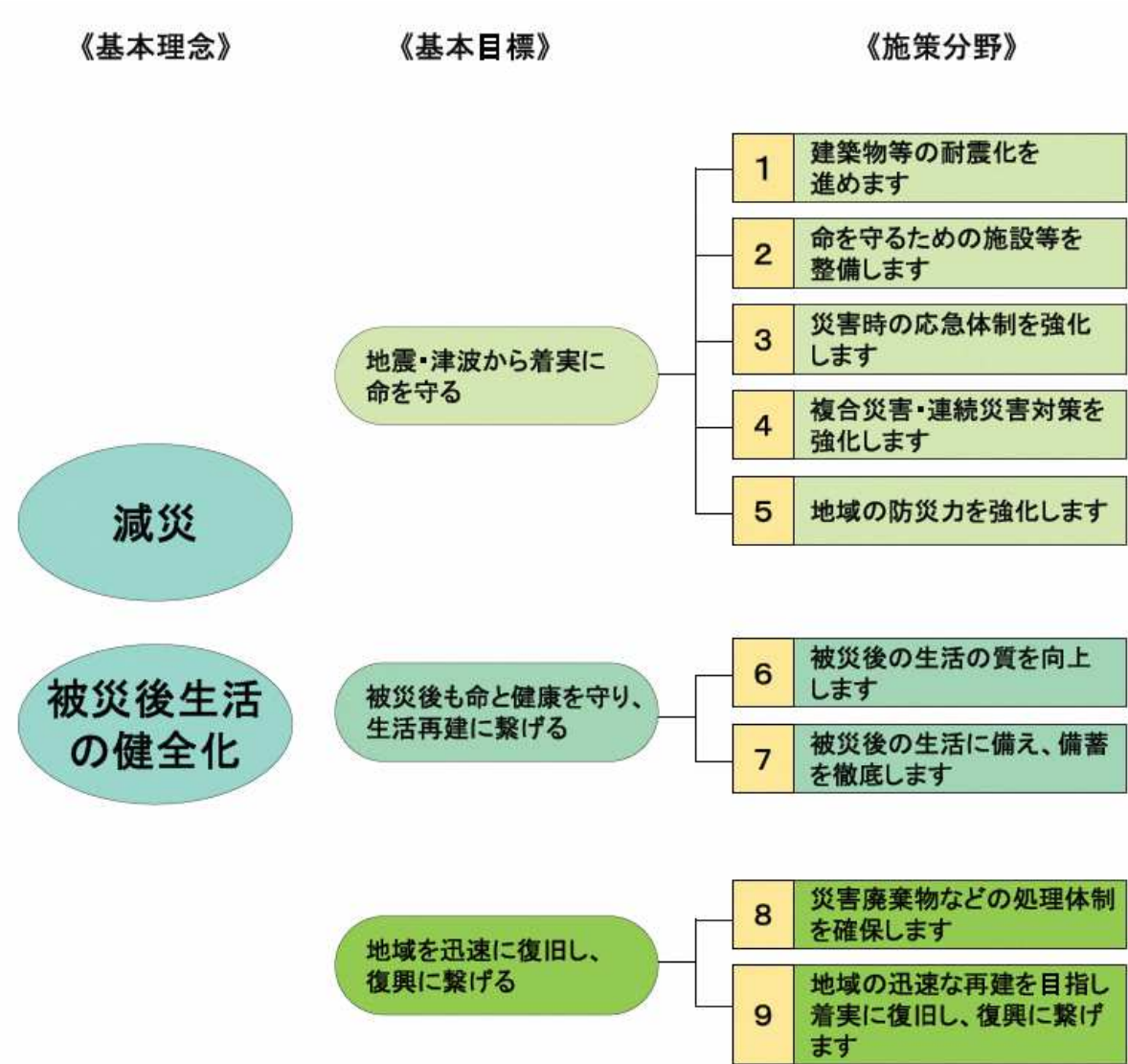


図 6-2 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 の施策体系

出典：静岡県ウェブサイト
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/1052710.html>